

コスモスマカド

指定介護通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社コスモスケアサービスが運営する、コスモスマカド（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員等（以下「介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「お客様」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護員等は、お客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コスモスマカド
- (2) 所在地 静岡県沼津市東間門1-3-3 1階

(介護員等の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する介護職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所職員の介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員 1人以上
お客様の状態把握、相談の受付、指定通所介護の提供を行います。
- (3) 看護職員 1人以上
お客様の状態把握、一般的な健康チェック、指定通所介護の提供を行います。
- (4) 介護職員 5人以上
お客様の排泄の介助、入浴の介助、食事の介助、その他の日常生活上のお世話をを行います。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
お客様の自立支援と生活の充実を図るため、必要な機能訓練を提供致します。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。
ただし、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(事業所の定員)

第6条 事業所の定員は 34人とする。

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合による額（原則1割）とする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
 - (2) 機能訓練（日常動作訓練等）
 - (3) 介護サービス（移動や排池、食事の介助、見守り等のサービス）
 - (4) 介護方法の指導
 - (5) 健康状態の確認
 - (6) 送迎
 - (7) 食事の提供
 - (8) 入浴
- 2 利用に応じて次の料金を徴収する。
通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、食材料費、おむつ代、その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められる費用については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、お客様又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、沼津市、清水町、長泉町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護員等は、指定通所介護を実施中に、お客様の病状に急変、その他緊急事態（意識障害、呼吸困難、痙攣、怪我や吐血・出血がひどいとき、頭や胸腹部に激しい痛みがあるとき等）が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び家族に報告するものとする。

- 2 管理者は、介護員等により連絡を受けた場合、必要に応じ保険者へ連絡するものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に際して、自主的に防災計画を策定するとともに、避難救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする

- 2 防火管理者を設置する。

(サービス利用に当たっての留意点)

第11条 利用者に対して適切な事業を提供するために、食堂、機能訓練室等の各施設使用等について、

利用に際しての注意事項を掲示する。

〔注意事項〕

- (1) 感染症（風邪等）の疾病を罹患した場合、在宅で療養していただく。
- (2) 休む場合は、必ず連絡していただく。
- (3) リハビリ器具等の備品を使用する場合は、介護員等の指示に従って行うと共に、必ず介護員等がつく。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置いて、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 介護員等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 介護員等であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社コスモスケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年8月15日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日に改定する。

この規程は、平成20年7月1日に改定する。

この規程は、平成22年10月1日に改定する。

この規程は、平成24年4月1日に改定する。

この規程は、平成28年11月1日に改定する。

この規程は、令和元年10月1日に改定する。

この規程は、令和5年5月1日に改定する。

この規程は、令和5年8月1日に改定する。